

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月2日  
照会部署名 南福岡年金事務所適用調査課  
照会担当者 (一般職) 平田 芳嗣  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 松原

(案件)

(受付番号) No. 2010-308	給与計算の締日変更があった際の算定届について
------------------------	------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

事業所の給与計算の締日が4月支給分より以下のように変更になった場合、算定届は4, 5, 6月分の修正平均で取り扱うのか、4月分を除いて5, 6月分のみの平均で算出するのかご教示ください。なお、該当事業所名は福岡徳洲会病院(7507-H)であるが、徳洲会健保組合と近畿厚生局の取り決めで5, 6月のみで決定することが決まったとの申出であるが、そういう取り決めは可能か、併せてご教示ください。

なお、算定対象月において、支払基礎日数はいずれも17日以上です

従来

基本給	20日締めの当月28日払
実績手当(残業手当・夜勤手当)	15日締めの当月28日払

4月支給分より

基本給	末日締めの当月28日払
実績手当(残業手当・夜勤手当)	末日締めの翌月28日払

上記の変更により当該事業所の4月支給分の給与は、3/21～4/末の基本給と3/16～3/末の実績手当となる。当事務所の見解では4月支給分については支払基礎日数が17日以上であるため、算定届の計算の対象であると考える。(健康保険法第41条第1項)

また、通常の給与計算期間(3/21～3/末)ではない基本給は除外し、通常の給与計算期間(3/1～3/15)の実績手当を加算した額で修正平均し、定時決定すべき

ものと考える。(昭和36年1月26日保発第4号保険局長通達1(1))

(回答)

当該事業所の給与の支給は、

4月28日支給分 3/21～4/30 基本給

3/16～3/31 実績給

5月28日支給分 5/1～5/31 基本給

4/1～4/30 実績給

6月28日支給分 6/1～6/30 基本給

5/1～5/31 実績給

以上のことから、4月28日支給分について、基本給は通常ベースの支給実績はあるものの、実績給は通常ベースの支給実績がないことから、当該月を除外し定時決定を行うことが妥当である。

回答日 平成22年 8月 5日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上